

## [事案 2019-11] 契約解除無効等請求

・令和元年 12 月 20 日 裁定終了

### <事案の概要>

検査入院の不告知には重過失がなかったことなどを理由に、契約解除の無効と入院全期間分の入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

腺腫ポリープ、糖尿病、変形性膝関節症を原因として 3 か月以上入院したので、平成 30 年 2 月に契約した引受基準緩和型医療保険にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反を理由として契約解除され、また、入院の必要性がないという理由から 3 日間しか入院給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、契約解除を無効とし、入院全期間分の入院給付金を支払ってほしい。

- (1)告知日から 2 年以内がんの疑いがあるとして検査入院したが、結果、がんの疑いが晴れたので、病気やケガによる入院ではないと認識しており、告知書作成の際にこれを思い出しもしなかった。
- (2)告知書作成は小さなタブレットで行ったため、軽度の老眼である自分は、「検査入院のいずれの場合も告知の対象となります。」との脚注は、ボンヤリとして読み取れず、その意味の判断をつけられないまま、見逃してしまった。
- (3)食事療法や運動療法などの自助努力で基準値内の血糖値を保ってきたところ、変形性膝関節症による痛みのためにそれまでに増して歩行が酷く困難になった。一人暮らしのため、歩行やジム通いによる運動療法ができなくなり、食材買い出しもできずに食事療法もできなくなっていたため、入院が長引いた。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)告知対象の入院はがんの検査入院であり、申立人は糖尿病や該当部位の異状などによって定期的に通院していたことから、記憶しているのが当然である。
- (2)実際の告知においては、タブレットではなく代理店に設置されたデスクトップ型パソコン画面にて告知項目を確認しており、入院に関する説明は告知の前に確認できる流れとなっている。また、文字の大きさは告知項目と同程度となっている。
- (3)糖尿病の数値は入院をするまでにはいならず、リハビリなど治療内容も外来通院で対応可能である。腺腫ポリープの切除についても一般的に必要とされる入院日数は 3 日程度（手術日・術後検査日・退院日）である。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況および申立人の病状等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考にするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人には告知義務違反があったと認められ、また、糖尿病や変形性膝関節症等について入院（常に医師の管理下において治療に専念）が必要な状況であったとは認め

られず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。